

○横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則

平成 7 年 12 月 28 日

規則第 136 号

横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則をここに公布する。

横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。)の適用のある調達契約(以下「特定調達契約」という。)に関し、横浜市契約規則(昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号。以下「契約規則」という。)の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、特例政令の例による。

(特定調達契約に係る競争入札の参加者の資格に関する告示)

第 3 条 特例政令第 4 条の規定による公示は、横浜市報で告示することにより行う。

2 市長は、前項の告示において、次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 調達をする物品等又は特定役務の種類

(2) 契約規則第 6 条(契約規則第 22 条の 2 において準用する場合を含む。)に規定する申請の方法

(3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 5 第 1 項又は第 167 条の 11 第 2 項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札の資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(4) 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は第 167 条の 11 第 2 項の規定により定めた一般競争入札又は指名競争入札の資格に関する文書を入手するための手段

(平 27 規則 20・一部改正)

第 4 条 削除

(平 17 規則 61)

(資格審査の結果の通知)

第 5 条 市長は、特定調達契約に係る契約規則第 7 条(契約規則第 22 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定による資格の審査を行ったときは、その結果を当該資格の審査の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しないと認めた者から請求があるときは、当該資格を有しない

と認めた理由を書面により通知しなければならない。

(平 27 規則 20・一部改正)

(特定調達契約に係る一般競争入札の公告等)

第 6 条 特定調達契約に係る契約規則第 8 条第 1 項の規定による公告は、当該公告に係る一般競争入札の入札期間の末日の前日から起算して 40 日(一連の調達契約のうち、最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも 24 日前に行う旨を規定した場合にあっては、24 日)前までに、横浜市報で行うものとする。この場合において、急を要するときは、その期間を 10 日前までに短縮することができる。

2 市長は、特定調達契約に係る一般競争入札については、契約規則第 8 条第 2 項(第 1 号及び第 5 号(入札保証金に係る部分に限る。))を除く。)に掲げる事項のほか、特例政令第 6 条に掲げる事項を公告するものとする。

3 市長は、前項の公告において、当該公告に係る契約に関する事務を担当する部課の名称及び契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語で記述するものとする。

(1) 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 入札期日

(3) 事務を担当する部課の名称

4 特例政令第 7 条第 1 項の規定による公示は、横浜市報で公告することにより行う。この場合においては、当該公告に係る指名競争入札において指名されるために必要な要件についても公告するものとする。

5 第 1 項から第 3 項までの規定は、前項の公告について準用する。

(平 27 規則 20・一部改正)

(指名の通知)

第 7 条 特定調達契約に係る施行令第 167 条の 12 第 2 項の規定による通知の時期については、前条第 1 項の規定を準用する。

(競争入札の公告後における競争入札参加資格審査申請等)

第 8 条 市長は、第 6 条第 1 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)の規定による公告をした場合において、当該公告に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者が契約規則第 6 条(契約規則第 22 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による申請をしたときは、速やかに、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有するかどうかについて審査を開始するものとする。

2 市長は、当該公告に係る一般競争入札又は指名競争入札の開札日時までに前項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認めたときは、

あらかじめ、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

- 3 市長は、第 1 項の規定による審査の結果、指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者のうちから、第 6 条第 4 項の規定により公告した要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、特例政令第 7 条第 2 項に掲げる事項を通知するものとする。
- 4 第 1 項に規定する申請をした者は、開札の時点において一般競争入札に参加する者に必要な資格を有していること又は指名されていることを条件として、同項の規定による審査の終了前に当該一般競争入札又は指名競争入札に参加することができる。

(平 27 規則 20・一部改正)

(入札説明書)

第 9 条 特例政令第 8 条に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特例政令第 6 条第 1 号から第 5 号まで及び第 7 号に掲げる事項
- (2) 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地
- (5) 契約の手続において使用する言語
- (6) 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

(平 27 規則 20・一部改正)

(入札の方法の特例)

第 10 条 特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札については、契約規則第 15 条第 5 項の規定は、適用しない。

(平 17 規則 61・一部改正)

第 11 条 削除

(平 16 規則 44)

(落札者とされなかった入札者に対する通知)

第 12 条 市長は、特定調達契約について、一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに、当該請求を行った入札者に、落札者を決定したこと、落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地、落札金額並びに当該落札者とされなかった入札者が落札者とされなかった理由(当該落札者とされなかった入札者の入札が無効とされたときは、無効とされた理由)を書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により通知するものとする。

(平 17 規則 61・一部改正)

(落札者等の公告)

第 13 条 特例政令第 12 条の規定による公示は、次に掲げる事項を一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定した日又は随意契約の相手方を決定した日の翌日から起算して 72 日以内に、横浜市報で公告することにより行う。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争入札を行ったときは第 6 条第 1 項の規定による公告を、指名競争入札を行ったときは同条第 4 項の規定による公告をした日
- (8) 随意契約を締結したときは、その理由
- (9) その他市長が必要と認める事項

(契約事務受任者が権限を有する契約)

第 14 条 横浜市契約事務委任規則(平成 11 年 4 月横浜市規則第 37 号)の規定により契約に関する事務を委任された者(以下「契約事務受任者」という。)が権限を有する契約については、この規則中市長に関する規定は、契約事務受任者に関する規定として契約事務受任者に適用があるものとする。

(平 11 規則 41・全改、平 12 規則 90・一部改正、平 28 規則 86・一部改正)

(委任)

第 15 条 この規則の施行に関し必要な事項は、財政局長が定める。

(平 10 規則 43・旧第 14 条繰下、平 18 規則 84・平 22 規則 29・一部改正)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附 則(平成 10 年 4 月規則第 43 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市契約規則、横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則及び区長委任規則(第 6 項に係る部分に限る。)の規

定は、この規則の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約から適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年 4 月規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月規則第 90 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 15 年 1 月規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 4 月規則第 44 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市契約規則及び次項の規定による改正後の横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則(平成 7 年 12 月横浜市規則第 136 号)の規定は、この規則の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 4 月規則第 61 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の横浜市契約規則及び横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 3 月規則第 84 号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月規則第 29 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月規則第 38 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月規則第 20 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 7 月規則第 86 号)

この規則は、公布の日から施行する。